

## 持続可能な低炭素まちづくり推進のためのパートナーシップ協定

一般社団法人おらってにいがた市民エネルギー協議会（以下「協議会」という。）と 新潟市（以下「市」という。）は、持続可能な低炭素まちづくりを共に推進するため、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 協議会と市が協働により実施する、地域が主体的に取り組む再生可能エネルギー発電事業等を通じて、安心安全なエネルギーの拡大、地域経済の活性化及び環境保全活動へ市民参加の拡大を促し、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な低炭素まちづくりを推進することを目的とする。

### （対象の取組）

第2条 本協定の対象とする取組は、次のとおりとする。

- (1) 市が提供する土地及び施設で行う再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）
- (2) 持続可能な低炭素まちづくりに資する地域活動（以下「地域活動」という。）

### （協議会の役割）

第3条 協議会は前条に定める取組において、次の役割を果たすものとする。

- (1) 発電事業を実施すること。
- (2) 発電事業の実施において地域事業者及び地域資金の活用に努めること。
- (3) 発電事業の純益を活用し、地域活動を行うこと。
- (4) 年度毎に発電事業及び地域活動に係る決算書・報告書及び予算書・計画書を作成し市に提出すること。

2 前項第4号の書類の提出に関する必要な事項については、別途定めるものとする。

### （市の役割）

第4条 市は第2条に定める取組において、次の役割を果たすものとする。

- (1) 協議会に対し、発電事業実施場所として市が所有する土地又は施設を提供すること。
- (2) 協議会が行う発電事業の設備設置に対して、効率的かつ経済的に設置できるよう協力すること。
- (3) 協議会が計画・実施する地域活動に関して、必要な助言や協力を行うこと。

2 前項第1号の市が協議会に提供する土地又は施設の種類の提供に関する諸条件については、別途定めるものとする。

(事業会社)

第5条 協議会は発電事業について、協議会が議決権の過半を占める事業会社により実施できるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成49年3月31日までとする。

(協定の変更)

第7条 この協定の有効期間中において、社会情勢の変化やその他事情により協定の内容を見直す必要が生じたときは、協議会及び市の協議により見直すことができる。

(協定の解除)

第8条 協議会及び市のいずれかから協定の全部又は一部解除の申し出がなされたときは、双方協議のうえ、この協定の全部又は一部を解除することができる。

2 市は次の各号の一に該当する場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 協議会が本協定に違反したとき
- (2) 協議会の発電事業遂行が困難と認められるとき

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や本協定に関して生じた疑義については、協議会及び市の協議によりこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し当事者署名のうえ各自1通を保有する。

平成27年8月18日

(協議会)

一般社団法人おらってにいがた市民エネルギー協議会  
代表理事

佐々木 寛

(市)

新潟市  
代表者 新潟市長

落田 昭